

八千代町事業所D X推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ビジネス環境の変化への対応が求められる中小企業者のD X推進を支援するため、町内中小企業者が実施するデジタル技術を活用し、経営課題の解決や事業転換を目指す取組等に対し、必要な経費の一部を補助することに関し、八千代町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）
- (2) 町税等を滞納していないこと。
- (3) 同一の申請内容で過去に他の公的機関から補助金等を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、デジタル技術を活用し、販路開拓や生産性向上に新たに取り組む事業とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) デジタル技術を活用して販路開拓（電子商取引、キャッシュレス決済等の非接触型の商取引を推進するもの等）に取組、売上げにつながることが見込まれる事業
- (2) デジタル技術を取り入れることで、業務の効率化、人的コスト削減・人手不足の解消、生産量拡大（生産速度の向上含む。）、不良率低減等の生産性向上に取り組む事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち別表に掲げる経費とする。ただし、国、県その他の団体等から当該各号に規定する費用に対し補助金その他これに類する助成金等を受ける場合においては、当該補助金等相当額は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額の3分の2以内とし、20万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、各年度の末日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、八千代町事業所DX推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 申請者の主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料
- (4) 登記事項証明書（個人の場合にあっては住民票）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、八千代町事業所DX推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更又は中止)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない理由により事業を変更又は中止しようとするときは、速やかに八千代町事業所DX推進事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 町長は、前項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、当該申請の内容の可否を決定したときは、八千代町事業所DX推進事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに八千代町事業所DX推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業成果書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し（領収書、契約書等）

(4) 補助事業の成果等が分かるもの（写真等）

(5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、八千代町事業所DX推進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、八千代町事業所DX推進事業補助金交付請求書（様式第7号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは当該交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還させるものとし、八千代町事業所DX推進事業補助金交付決定取消・返還金決定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(4) その他、町長が補助金を交付することが不相当であると認めたとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及び様式は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内容等
コンサルティング費用	データやデジタル技術の活用について必要なITコンサルティングにかかる費用（専門家利用料）
サービス・製品開発費	ビジネスモデル等の変革に必要な自社のサービス、製品の開発にか

	かる費用（外注費、原材料費等）
システム導入費	業務プロセス等の変革に必要なシステム導入にかかる費用（外注費、ソフトウェア使用料、ソフトウェア購入費、ホームページ製作費等）
D X人材育成・教育費	自社のD X人材の育成・教育に必要な講座受講等にかかる費用（講座受講料、講師謝礼、講師派遣経費等）
その他の費用	その他D X化の取組に必要な費用のうち、町長が必要と認める費用